

団体名	No.	要望事項 (タイトル)	個人・法人に対して「 同意での対応 」(待機による提出、対応による交付、講習会) を求める手段関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他 (欄頭に記入ください。) ⑤：対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	再検討後 その他	再検討後 その他
新経連	43	GtoBの契約書について電子化が認められていない。 印刷・署名・押印が必要となっている。この履行を 遅滞するための措置が存在しない。		【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討 することしたい。	【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 変更なし。
新経連	47	国の機関への請求書 (郵社が発行側の期) は原本 (原紙) 郵送の対応を求められています。		【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討 することしたい。	【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 変更なし。
新経連	51	公的機関の入札や契約		【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 政府全体の方針を持ち、それを踏まえて検討 することしたい。	【再検討】 【審議原則について】 手続に必要な情報を入力できることを条件として、互記 の対応を行う。 【押印原則について】 手続に必要な書類の正当性の担保を条件として、互記の 対応を行う。 【文科省】 変更なし。
新経連	42	パスポートの有効期間満了後の新規発給			
新経連	60	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (定期報 告)			
新経連	61	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (定期報 告)			
新経連	62	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (定期報 告)			
新経連	63	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (定期報 告)			
新経連	64	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (随時届 け出)			
新経連	65	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (随時届 け出)			
新経連	66	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (随時届 け出)			
新経連	67	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (随時届 け出)			
新経連	68	資金決済法にかかる官公庁等への届け出 (随時届 け出)			

団体名	No.	提案事項(タイトル)	個人・法人に対して <u>計画での対応</u> (持参による提出、対面による交付、講習会)を求める年次関係 ①:オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②:ネットでの講習の提供などで対応する。 ③:電話や郵送によって対応する。 ④:その他(欄頭に記入ください。) ⑤:対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	掲載対象の区分	その他	掲載対象 その他
新経連	69	資金決済法にかからる官公庁等への届け出(随時届け出)				
新経連	70	資金決済法にかからる官公庁等への届け出(随時届け出)				
新経連	71	資金決済法にかからる官公庁等への届け出(随時届け出)				
新経連	72	資金決済法にかからる官公庁等への届け出				
新経連	73	資金決済法にかからる官公庁等への届け出				
新経連	74	資金決済法にかからる官公庁等への届け出				
新経連	75	前払支払手段(定期報告)				
新経連	76	前払支払手段(登録・届出事項に変更が生じた場合)				
新経連	77	前払支払手段(執行の業務の廃止が生じた場合)				
新経連	78	前払支払手段(その他)				
新経連	79	日本資金決済業協会会費届出(全会員共通)	①~③ 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。	【会報付】 (本件は民間レベルで検討すべき事項であり、本検討にはなじまない。) ④ 日本資金決済業協会では、令和2年5月にweb会議サービスを導入し、広く会員との業務においても活用できる体制を整備した。今後、更に別のweb会議サービスの追加や電話会議システムの導入等により、非対面での業務の拡充を検討している。		
新経連	80	日本資金決済業協会会費届出(前払支払手段執行者・資本金移動業者)	①~③ 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。	【会報付】 (本件は民間レベルで検討すべき事項であり、本検討にはなじまない。) ④ 日本資金決済業協会では、令和2年5月にweb会議サービスを導入し、広く会員との業務においても活用できる体制を整備した。今後、更に別のweb会議サービスの追加や電話会議システムの導入等により、非対面での業務の拡充を検討している。		
新経連	81	日本資金決済業協会会費届出(前払支払手段)	①~③ 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。	【会報付】 (本件は民間レベルで検討すべき事項であり、本検討にはなじまない。) ④ 日本資金決済業協会では、令和2年5月にweb会議サービスを導入し、広く会員との業務においても活用できる体制を整備した。今後、更に別のweb会議サービスの追加や電話会議システムの導入等により、非対面での業務の拡充を検討している。		
新経連	82	日本資金決済業協会会費届出(資金移動業者)	①~③ 対面での相談業務が基本であるが、それ以外の手段による相談対応の拡充について検討が必要。なお、現状でも面談での対応に加え、電話、メールでの相談対応等を行っている。	【会報付】 (本件は民間レベルで検討すべき事項であり、本検討にはなじまない。) ④ 日本資金決済業協会では、令和2年5月にweb会議サービスを導入し、広く会員との業務においても活用できる体制を整備した。今後、更に別のweb会議サービスの追加や電話会議システムの導入等により、非対面での業務の拡充を検討している。		
新経連	83	クレジット番号等取換契約締結事業者の制限法に基づく届け出等				
新経連	84	クレジット番号等取換契約締結事業者の日本クレジット協会への届け出等(定期報告)				
新経連	85	クレジット番号等取換契約締結事業者の日本クレジット協会への届け出等(随時)				
新経連	31	生物資源計測台帳				
新経連	41	免許証の再発行				

項目名	No.	要望事項(タイトル)	規制・制度の概要	根拠法令・関連・参考文書	担当府庁	別記No.	分類	備考	1. 緊急的な対応の可否		
									各種行政手続等の書類申請の簡便化、取引手続の電子化関係	関係府庁の対応	各種行政手続等の書類申請の簡便化
新経途	19	食品衛生責任者の「適期管理」による個人店舗の実現	食品衛生責任者の配置基準につき、適期管理も認められるよう明確化する	食品衛生法第50条第2項	厚生労働省		5	その他	各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：オンライン化を行う。 ②：eメール(PDF等で添付)による提出を認める。 ③：郵付書類の書写や郵送送付等の書類の簡便化 ④：その他(「簡便化」ご記入ください。) ⑤：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。 ③：その他(「簡便化」ご記入ください。) ④：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。 ③：その他(「簡便化」ご記入ください。) ④：対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)
新経途	21	雇用保険の関係書類		雇用保険法施行規則	厚生労働省		6	書面・押印	①オンライン化済み	①書面による申請も可能としている。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	22	労災保険の関係書類		労働安全衛生関係保険法に基づく告示	厚生労働省		7	書面・押印	①労災保険関係書類については、事後送付等の添付書類の簡便化や電子申請を認めている。	①労災保険関係書類については、押印がないものについても受け付けている。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	23	就業規則などの届出書類		労働基準法施行規則	厚生労働省		8	書面・押印	①就業規則(変更)原本を本社一括届出の場合には、電子申請することが可能となっている。	①就業規則(変更)届については、労働基準法施行規則第24条に基づき、署名のない届出は可能となっている。また、電子申請によれば、記名押印で代えて、電子署名での届出が可能となっている。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	24	厚生年金の関係書類		厚生年金保険法施行規則	厚生労働省		9	書面・押印	①事業主が日本年金機構へ提出するばば全ての書類はすでに電子申請が可能であり、書面申請はしていない。また、書面による届出の場合も郵送による書類が可。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	25	健康保険の関係書類		健康保険法施行規則	厚生労働省		10	書面・押印	① 保険者が健康保険組合の場合、eメール(PDF等で添付)による提出を認める。非保険者が全国健康保険協会の場合、事業主が日本年金機構へ提出するばば全ての書類はすでに電子申請が可能。【労働者が健康保険組合の場合】 【労働者が全国健康保険協会の場合】 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺	① 保険者が健康保険組合の場合、法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。非保険者が全国健康保険協会の場合、原則として事業主が自署する場合や電子申請により提出する場合は押印不要。	【労働者が健康保険組合の場合】 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ 【労働者が全国健康保険協会の場合】 ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	35	医療法人の書類	・申請書類提出の期はすべて ・監事監査報告書/監事選任の手引きに実印と記載(総務府より提供) ・役員委任状書、履歴書(両方印鑑証明提出)/印鑑証明の提出を含めて係事務課 ・役員名簿(法人印/もそもも提出自体が係事務課)など		厚生労働省		12	書面・押印	①自治体の事務であり、法令や通知等により書面届出や押印は求められていない。	新型コロナウイルス感染症への緊急的な対応として、医療法人制度の各種手続について、必要に応じて地方公共団体に届出・依頼することを検討する。	①自治体の事務であり、法令や通知等により書面届出や押印は求められていない。
新経途	46	組合けんばではなく、健康保険組合などはまた電子申請ができています。			厚生労働省		14	書面・押印	①eメール(PDF等で添付)による提出を認める。	①法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	54	工業における「どこで働くか」を規定する法規定(社会保険労務士)		社会保険労務士法第18条	厚生労働省		15	その他			
新経途	17	建設工事の監督技術者が「適期管理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁	建設事業主は専任の監督技術者が常駐することが原則。適期管理で代替することを解禁する	建設業法第26条	国土交通省		5	その他			
新経途		免税手続店カウンターでの商品同一性の確認のデジタル化		消費税法第8条、消費税法施行令第18条、消費税法施行規則第7条、消費税法第21条、第22条、延滞金・観光庁作成の「消費税法の取り扱い」	財務省		2	その他			
新経途	14	税理士事務所との2か所事務所禁止規定の見直し	・自宅やリモートワークオフィス等で税理士がリモートワークすることは、本規定違反の可能性を高められリモートワークが適さない。 ・開業税理士と同じ事務所の税理士を兼業監督している場合には、この規定違反でないことを明らかにする。	税理士法第40条	財務省		3	その他			
新経途	36	法定調査会計表			財務省		4	書面・押印	①オンラインでの手続として、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用したオンライン提出も可能となっている。	①書面提出の場合、法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	42	工業における「どこで働くか」を規定する法規定(税理士)		税理士法第40条	財務省		5	その他	<再掲>		
新経途	12	事前届出、事後報告の書類提出の簡便化	外務法の改正により届出の対象範囲拡大したが、依然として届出の書類が必要となっており、オンラインでの事前届出が可能とする。	対内直接投資等に関する命令	財務省		6	書面・押印	①外務法に基づく対内直接投資等の届出書類の手続については、「記名押印又は署名」を廃止することとし、そのための関係者等の改定を行うこととする。 また、事後報告のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管府庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めている方針。	①外務法に基づく対内直接投資等の届出書類の手続については、「記名押印又は署名」を廃止することとし、そのための関係者等の改定を行うこととする。 また、事後報告のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管府庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めている方針。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	20	為高法届出書		対内直接投資等に関する命令	財務省		7	書面・押印	①外務法に基づく対内直接投資等の届出書類の手続については、「記名押印又は署名」を廃止することとし、そのための関係者等の改定を行うこととする。 また、事後報告のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管府庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めている方針。	①外務法に基づく対内直接投資等の届出書類の手続については、「記名押印又は署名」を廃止することとし、そのための関係者等の改定を行うこととする。 また、事後報告のオンライン化については、以前導入していたが、利用が極めて低調であり廃止した経緯がある。いずれにしても、日本銀行、事業所管府庁とともに電子手続きの促進に向けて検討を進めている方針。	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺
新経途	16	民間と地方自治体の電子契約の条件の緩和	地方自治体と民間の電子契約においては、認められる電子署名の条件が、民間と民間との電子契約より厳しい。法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則第2条第2項で定める電子証明書に限定されており、実質的に民間の電子契約サービスが受け取れない状態となっている。	地方自治法施行規則、総務省令 地方自治法施行規則、総務省令 地方自治法施行規則、総務省令 地方自治法施行規則、総務省令	総務省		1	その他			
新経途	26	税務書類各種(国税、地方税)	法人税法等	財務省	財務省		2	書面・押印	【総務省】 ①オンライン化対応している手続について (1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ ②eTAXを用いて電子申告が可能となっている手続については、各地方自治体に対し周知を依頼している。また、申告、納付期間については、各地方自治体に対し柔軟な対応を依頼している。 【財務省】 ①法人税法などの申告、納付手続や、各種申請届出書の届出書類の手続について、オンライン化を進めてきており、既に多くの届出書類がオンライン利用可能(手続件数基準)となっている。 また、デジタル納付届出のような税務署から金融機関等の第三者へ提出しなければならない届出書類の手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 ②オンライン化対応していない手続について (1) ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ ③対等手続の簡便化及び納税者が正確かつ確実に利用可能な仕組みを構築しつつ、手続簡便化の前段に、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用したオンライン手続を可能とする方向で検討。	【財務省】 ①【電子提出の場合】 法人税法などの申告、納付手続や、各種申請届出書の届出書類の手続について、オンライン化を進めてきており、既に多くの届出書類がオンライン利用可能(手続件数基準)となっている。 また、デジタル納付届出のような税務署から金融機関等の第三者へ提出しなければならない届出書類の手続については、第三者が押印を求めているなどの理由からオンライン化に対応していないものがある。 【書面提出の場合】 法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。	①法令上、税務書類には押印がなければならないこととされており、押印がない場合、納税者等に押印を求めることとしているが、押印がない税務書類であっても受け付けは行っている。
新経途	28	給与支払報告書(総務省)	地方自治体側		総務省		4	書面	① オンライン化を行う。 ・「給与支払報告書(総務省)」については、すでにeTAXでの電子送付に対応済みである。		
新経途	29	市町村との契約請求書、助成金関係	地方自治体側	地方自治法施行規則	総務省		5	書面・押印	【総務省】 ① 地方公共団体の行う契約については、地方自治法第23条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインにより対応可能。 【助成金関係】 ② 地方公共団体の行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、書面申請を義務付けている規定はない。各地方公共団体の財務課等で整備することにより対応可能。 【助成金関係】 ③ 地方公共団体の行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請書類の取扱いを各地方公共団体の財務課等で整備する必要がある。また、国等からの助成金等を地方公共団体に交付する場合は、各助成金関係等へ確認を行う。	【契約について】 ① 地方公共団体の行う契約については、地方自治法第23条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。 【助成金関係】 ② 地方公共団体の行う助成金に対する申請に関しては、地方自治法上、押印を義務付けている規定はないが、申請書類の取扱いを各地方公共団体の財務課等で整備する必要がある。また、国等からの助成金等を地方公共団体に交付する場合は、各助成金関係等へ確認を行う。	【契約について】 ① 地方公共団体の行う契約については、地方自治法第23条第5項において、書面の場合のほか、契約内容を記録した電磁的記録を作成することも可能であり、オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。
新経途	32	地方自治体ではシステム開発等の一般入札において入札申請書がありその時点で印鑑証明書提出(その時点での押印義務はなし。本審査(コンペ)に選んで押印する書類提出)			総務省		6	書面・押印	① 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようとする。オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。	① 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようとする。オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。	① 地方公共団体の入札・契約手続について関係書類への押印を要しないようとする。オンラインの方法によること等を地方公共団体に要請している。なお、総務省は取組主体ではないため該当区分なしとしている。
新経途	34	消防法関係	・防火管理簿、消防計画、訓練通知書、自動通報 ・工事・使用開始 ・設備の点検、設備更新 ・防火・防災関係点検報告 ・設備点検報告	消防法	総務省		7	書面・押印	① 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	① 消防関係の書類として、当該法令に根拠のあるものについては押印がなくても文書を受け付け、法令に根拠のないものについては押印を廃止する又は求めることとする。各消防本部に要請する。 ② 押印については、消防関係として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。 ③ 防火関係の書類の届出等	① 可能な限りeメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。

団体名	No.	重要事項(タイトル)	個人・法人に対して 訂読での対応 (特許による提出、対面による交付、講習会)を求める年次関係 ①:オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②:ネットでの講習の提供などで対応する。 ③:電話や郵送によって対応する。 ④:その他(欄頭に記入ください。) ⑤:対応困難(その理由及び代替手段をご記入ください。)	掲載情報の内容	その他	掲載計画 その他
新経連	18	食品衛生責任者の「適格管理」による個人店舗の実現			食品衛生責任者の設置については、これまで各自治体の条例で規定していたが、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律を公布し、食品衛生責任者等の選任を告む、食品等事業者が実施する一般的な衛生管理に関する事項の範囲について、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法規制等の整備に関する省令」(令和元年厚生労働省令第68号)で定めることとした。個人店舗の場合、衛生管理の適切な実施が担保される限りにおいて、食品衛生責任者が担当する等により衛生管理に当たることが可能。その旨、④もA欄に記載する。なお、本制度の施行日は令和2年6月1日となっている。	
新経連	21	雇用保険の関係書類				
新経連	22	労災保険の関係書類				
新経連	23	就業規則などの届出書類				
新経連	24	厚生年金の関係書類				
新経連	25	健康保険の関係書類				
新経連	35	監理法人の書類				
新経連	46	割合はんばではなく、健康保険組合などはまた電子申請が選んでいます。				
新経連	54	工業における「どこで働くか」を規定する法規定(社会保険労務士)			職業社会保険労務士の事務所は社会保険労務士法上一歩所が原則とされており、そこで依頼者からの依頼に応じることが求められている(法第18条)が、テレワーク(「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィスの勤務」などの形態の勤務)については可能としている。(なお、自宅を中心に業務を行っているのであれば、業務の実態のある自宅を事務所所在地として登録していただく必要がある。)	職業社会保険労務士のテレワークについては、現行法上、原則はない。なお、社会保険労務士法第18条の規定は、職業社会保険労務士の就業活動の本拠を勤務地等に限定することであり、職業社会保険労務士は、法14条の2第2項により、またして業務を執行する事務所の名所及び所在地を登録することされているが、臨時の一時に自宅等でテレワークを行う場合に違一登録が必要というわけではない。
新経連	17	建設工事の監督技術者が「適格監理」で建設の工事現場の業務を業務することの解禁			監理技術者については、施工管理に必要な情報をタブレット端末に取り込み、遠隔かつリアルタイムで指導を行う手法が普及しつつあることから、建設法の改正を行い、監理技術者職能を専任で置いた場合には、建設現場の業務を可能としています(令和2年10月施行予定)。	監理技術者については、施工管理に必要な情報をタブレット端末に取り込み、遠隔かつリアルタイムで指導を行う手法が普及しつつあることから、今回建設法を改正し、監理技術者職能を専任で置いた場合には、建設現場の業務を可能としています。(令和2年10月施行予定)
新経連		免税手続店カウンターでの商品同一性の確認のデジタル化			免税手続店カウンターで免税手続を行う物品が手続委託型輸出物品販売店で購入したものであることの確認の方法については、法令等で目標に設定していない。	
新経連	14	税理士事務所2か所事務所禁止規定の見直し			税理士事務所における自宅等でのテレワークについては、令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で当該テレワークが可能となるような場合の指針を公表済み(内容については、国税庁と日本税理士会連合会で協議済み)。	
新経連	36	法定調査会計表				
新経連	62	工業における「どこで働くか」を規定する法規定(税理士)			税理士事務所における自宅等でのテレワークについては、令和2年4月15日に日本税理士会連合会のホームページ上で当該テレワークが可能となるような場合の指針を公表済み(内容については、国税庁と日本税理士会連合会で協議済み)。	
新経連	12	事前届出、事後報告の書類照会の簡便化				
新経連	20	異為法届出書				
新経連	16	民間と地方自治体の電子契約の条件の緩和			地方公共団体が行う契約において、電子的記録を作成する場合は、地方公共団体及び契約の相手方が作成するものであることを確実に示すことができるものとして、情報関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する法律(行政手続法)第2条2項に規定する電子記録を対象としている。	標準的な電子記録の範囲については、国における電子署名の取扱いと併せて、民間からの取扱いも踏まえ、対象の範囲を広げることが検討される。
新経連	26	税務書類各種(国税、地方税)				
新経連	28	給与支払報告書(勤務表)				
新経連	29	市町村との契約請求書、助成金関係				
新経連	32	地方自治体ではシステム開発等の一般入札において入札書類がありその時点で印鑑証明書提出(その届出や押印書類はなし、本審査(コンペ)に選んで押印する書類あり)				
新経連	34	消防法関係				

団体名	No.	要望事項(タイトル)	権利・制度の概要	根拠法令・関連・参考文書	担当部署	個別No.	分類	備考	各種行政手続等の書類申請の簡便化、取引手続の電子化関係 ①：オンライン化を行う。 ②：メール（PDF等で添付）による提出を求める。 ③：添付書類の省略や郵送受付等の書類の簡便化 ④：その他（欄頭に記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：オンライン化を行う。 ②：メール（PDF等で添付）による提出を求める。 ③：添付書類の省略や郵送受付等の書類の簡便化 ④：その他（欄頭に記入ください。） ⑤：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	1. 緊急的な対応の可否	
											各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。 ③：その他（欄頭に記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）	各種行政手続等の書類申請の簡便化 ①：法令に根拠があるものについては、押印がなくても文書を受け付けることとする。 ②：法令に根拠のないものについては、押印を廃止する又は求めることとする。 ③：その他（欄頭に記入ください。） ④：対応困難（その理由及び代替手段をご記入ください。）
新経連	39	消防法/火災予防条例に基づく消防関係届出書	法令上明確な規定はないが、右の資料によると、届出者が法人の場合は捺印が必要とされている。 https://www.119.metro.tokyo.lg.jp/dns/sk/jsr/inkan_syu_betsu.pdf	消防法	総務省		8	書面・押印		①：その他 可能な限りメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	①：その他 消防本部に要請する通知を提出した。 ②：消防本部に基づき、各消防本部に対し提出することとされている申請書については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ③：押印については、臨時措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。	①：その他 消防本部に要請する通知を提出した。 ②：消防本部に基づき、各消防本部に対し提出することとされている申請書については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ③：押印については、臨時措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。各消防本部に要請する。
新経連	40	電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する届出書	届出書類の記入フォーマットに「代表者が自署で記入した」ときは、押印を省略できます」とあるが、実質的に押印の必要	電気通信事業法	総務省		9	書面・押印	各ご依頼の事項は事実認識であり、押印でなくとも自署で対応可能です。	①：その他 可能な限りメール等により対応するよう、各消防本部に要請する。	①：その他 消防本部に要請する通知を提出した。 ②：消防本部に基づき、各消防本部に対し提出することとされている申請書については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ③：押印については、臨時措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。	①：その他 消防本部に要請する通知を提出した。 ②：消防本部に基づき、各消防本部に対し提出することとされている申請書については、可能な限り電子メール、電子申請等により受け付けること。 ③：押印については、臨時措置として、押印がされていない場合であっても、受け付けることができるよう取り扱うこと。各消防本部に要請する。
新経連	48	携帯電話不正利用防止法	契約者の本人確認及びその記録の保存	携帯電話不正利用防止法	総務省 警察庁		10	対面	総務省・警察庁			
新経連	53	工業における「どこで働くか」を規定する法規定(行政書士)	在野勤務したくてもできない会社事務所が存在。法定せずとも許容するテレワークの方法を所管省庁が明示すべき。	行政書士法第8条	総務省		11	その他				
新経連	46	保育園などの入園や継続の市況町村に提出する、個別証明書等。	原本・捺印が必要で、電子に変更していただきたい		内閣府 厚生労働省		1	書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で留保	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。5月19日には、市況町村に対し、市況町村においてマイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用すること、他県に対してオンライン申請の活用を促す等の対応も検討することを事務局で依頼した。	①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。5月19日には、市況町村に対し、市況町村においてマイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用すること、他県に対してオンライン申請の活用を促す等の対応も検討することを事務局で依頼した。
新経連	27	勤務証明書	地方自治体別		内閣府 厚生労働省			書面・押印	内閣府・厚生労働省 →内閣府で留保	【内閣府】①保育所の入所申請等に関しては、マイナポータル上、対応している市町村においてはオンライン申請が可能となっている。	【内閣府】①法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。5月19日には、市況町村に対し、市況町村においてマイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用すること、他県に対してオンライン申請の活用を促す等の対応も検討することを事務局で依頼した。	【内閣府】①法令上は、保育の必要性の認定を受けようとする理由を証明する書類を提出することとされており、押印は求められていない。5月19日には、市況町村に対し、市況町村においてマイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用すること、他県に対してオンライン申請の活用を促す等の対応も検討することを事務局で依頼した。
新経連	13	在留資格証明書の原本捺印要件緩和	新型コロナウイルスの影響や国際移動の回復が停止されている国もあり、証明書原本や自署が自署のやり取りが可能な国、それでも原本しか認められない、変更時として免許・就業先への事前確認で済ますなどの対応を行えるようにする	出入国管理及び難民認定法施行規則	法務省		3	その他				
新経連	15	会社登記の「完全」電子化	・申請手続きは電子化されているが、添付書類に押印が求められる。電子署名は認められない。 ・例えば、金銭振替(取締役会に委任された株式の発行、株主の株主権行使可能権発給の委任など)について、取締役会決議が取締役会長の実印押印でなく認められる電子署名に使用する電子証明書の要件が限定されないようによるなどの改正が必要	商業登記法、商業登記規則	法務省		4	書面・押印	①登記申請の添付書類は、当該書類に代わるべき情報を電磁的記録(PDFファイル等)により作成し、作成者(記録を管理するものは作成者及び記録者)の電子署名を付与した上で、電子証明書と併せて送信することで、オンラインにより提出することができます(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第102条第2項)。なお、オンライン申請促進の観点から、添付書類への電子署名の要件緩和を検討しているところである。	【商業登記】 添付書類に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に、商業登記の添付書類情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。	【商業登記】 添付書類に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に、商業登記の添付書類情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。	
新経連	19	外国人の在留関係書類		出入国管理法施行規則	法務省		5	書面・押印		①オンライン化済み。本年3月オンライン申請の対象手続、在留資格を拡大、4月対象者の拡大を順次実施。	①在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めていない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	①在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めていない。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。
新経連	21	オンライン申請の前段となる電子証明書の発行申請書に押印が必要			法務省		6	書面・押印		電子証明書のオンライン申請を令和3年中に開始する予定です。現在、システム開発中です。	電子証明書のオンライン申請の運用開始に当たっては、ホームページ等により周知を図ります。	①登記の真实性確保のため、現時点で押印を不要とすることは困難ですが、令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印を不要とする予定です。
新経連	38	法務局に提出する商業登記申請の添付書類	オンライン申請と電子署名も認められているが、別途申請書やPDFのダウンロードが必要。かつ、登録申請書については住所変更委員長の電子署名が必要。変更し難い手続が多いため、法務が困難(ご参考： https://www8.cao.go.jp/han-kakaku/han-kaku-meeting/haku/20190510/790110haku02.pdf https://www.cloudsign.jp/media/0180215-gijinkudenshika/)	商業登記規則	法務省		7	書面・押印		①オンライン申請促進の観点から、添付書類への電子署名の要件緩和を検討しているところである。	【商業登記】 添付書類に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に、商業登記の添付書類情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。	【商業登記】 添付書類に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に、商業登記の添付書類情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。
新経連	50	登記申請の添付書類への押印	役員委任登記のオンライン申請のためには、委任承諾書も、電子証明書つき電子署名で作成する必要がありますが、従来の電子署名の利用開始のためには押印した申請書の提出や対面手続が必要となり、たまたまに利用することが困難です。登記申請書類の添付書類における押印の省略のための措置を講じていただく、または、容易な代替手段を講じていただくようお願いいたします。	商業登記規則	法務省		8	書面・押印			①登記の真实性確保のため、現時点で押印を不要とすることは困難ですが、令和3年中に開始予定の電子証明書のオンライン申請においては、押印を不要とする予定です。	【商業登記】 代替手法として、添付書類に相当する電磁的記録への電子署名については、本月15日から、特定の事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスに基づくものであることを条件に、商業登記の添付書類情報に利用する電子署名として許容することとしたほか、電子署名の要件緩和については、法務省令を改正し、令和2年度中に実施する予定です。
新経連		オンライン在留資格申請の利便性向上	在留資格申請のオンライン化が進められているが、特にオンライン化利用申請に当たっては以下のような課題があり、利便性向上に向けて対応をお願いしたい。 ・オンライン化利用申請に当たっては、各企業に所属している外国人リストを登録登記・届出が必要である。当該オンライン申請を行う予定がある個人であるか否かにかかわらず、各企業の全外国人について、在留期間満了日、在留資格の変更履歴の記載等を実施するため、所属する外国人の数が多い企業にとっては負担が非常に大きい。 ・利用申請は、入管への出席を前提としている。また、郵送については、入管に提出を行っている行政書士等に頼られている。	http://www.jimmj.com https://www.mof.go.jp/foreign/entry/entry/entry.html	法務省				①本年3月より、所属している外国人リスト等をメールで提出できるよう対応済み。また、オンラインシステムを利用するに当たり、本人確認のため、地方出入国在留管理庁へ出席の、利用申請を行う必要があるところ、現下の諸情勢に伴い、出入国在留管理庁へ一度出席し、本人確認できる有効な申請書取次証明書又は提出済証明書を有する方限り、郵送での申請を認めている。	【業務】①CO、eCO、eEXに所属している外国人リスト等のメールでの提出を求める。また、提出期限については、柔軟に対応する。		
新経連	30	共同研究関連書類(契約等)	国立大学院		文部科学省		1	書面・押印		<国立大学法人> 企業から国立大学法人に対して提出される書類申請の要件については、国による定めはなく、各大学の規程によって対応しているところ。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう、好事例の収集・周知や通知を通じて促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。	<国立大学法人> 企業から国立大学法人に対して提出される書類申請の要件については、国による定めはなく、各大学の規程によって対応しているところ。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう、好事例の収集・周知や通知を通じて促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。	<国立大学法人> 企業から国立大学法人に対して提出される書類への押印の要件については、国による定めはなく、各大学の規程によって対応しているところ。昨年改正されたデジタル手続法を踏まえ、各国立大学法人において各種手続のオンライン化が推進されるよう、好事例の収集・周知や通知を通じて促してまいります。 <公立大学法人> 国立大学法人等の取組を周知し、各大学の判断において適切な対応が行われるよう促してまいります。

団体名	No.	要望事項(タイトル)	個人・法人に対して「 デジタル対応 」(待機による提出、対面による交付、講習会)を求める年数関係 ①：オンライン会議などデジタル技術を活用する方法によって対応する。 ②：ネットでの講習の提供などで対応する。 ③：電話や郵送によって対応する。 ④：その他 (欄外にご記入ください。) ⑤：対応困難 (その理由及び代替手段をご記入ください。)	関係団体の団体	その他	再検討 その他
新緑連	39	消防法/火災予防条例に基づく消防関係届出書				
新緑連	40	電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する届出				
新緑連	48	携帯電話不正利用防止法	④携帯電話不正利用防止法で定められる本人確認方法は対面だけでなく、非対面による方法も併せて認められている。また、記録の保存については、書類の保存に代えて電磁的記録による保存を認めている。	NO		
新緑連	53	事業における「どこで働くか」を限定する法規定(行政書士)			行政書士法第28条における行政書士の業務所に関する規定は、行政書士が在宅でのテレワーク等の当該業務所以外で業務を行うことを禁ずるものではないが、日本行政書士会連合会からテレワークに関して協力依頼があれば、適切に対応して参りたい。	
新緑連	44	保育費などの入賞や継続の際に市区町村に提出する、個別証明書等。				
新緑連	27	勤務証明書				
新緑連	13	在留資格証明書の原本添付要件緩和			在留資格認定証明書交付申請に係るオンライン申請については、データでの提出や郵送での提出を認めており、原則として、原本の提出まで求めている。その他の申請においては、提出書類の事後送付を認めている。	変更なし
新緑連	15	会社登記の「完全」電子化				
新緑連	19	外国人の在留関係書類				
新緑連	21	オンライン申請の前段となる電子証明書の発行申請書に付箋が必要				
新緑連	38	法務局に提出する商業登記申請の添付書類				
新緑連	50	登記申請の添付書類への押印				
新緑連		オンライン在留資格申請の利便性向上				
新緑連	30	共同研究関連書類(契約等)				